東京電力福島原子力発電所の事故検証に係る調査・検証事項(案)

社会システム等検証チーム

- 3月11日以前の事象・事柄を主な対象とする。
- ・調査項目には優先順位をつけ、調査のプロセスを設計する。
- ・原因と結果の連鎖にフォーカスをあて、因果関係を遡ることにより、組織的 要因、制度的要因、社会的要因、歴史的経緯を明らかにする。

1 主要調査事項

- (1) 福島第一原子力発電所では津波対策は十分だったのか
 - ア 福島第一と福島第二、女川、東海第二で採られた津波対策の比較。
 - イ 平成18年9月の耐震設計審査指針改訂作業において、津波に関する 検討は十分だったのか。
 - ウ 土木学会原子力土木委員会津波評価部会の「原子力発電所の津波評価 技術」において、東北大学、産業技術総合研究所等の貞観津波に関する 研究成果は反映されているのか。
 - エ 原子力発電所の設置審査等に係る諸基準において津波の取扱いの検討 は適切だったのか。それは我が国の原子力発電導入の経緯とどのような 関係があるのか。
- (2) シビアアクシデント対策は十分だったのか
 - ア 平成6年の東京電力アクシデントマネジメント検討報告書の内容は適切だったのか。
 - イ シビアアクシデント対策は適切に実施されたのか。規制側の関与は適切 だったのか。
- (3) 規制は十分に機能を果たせたのか
 - ア (1)、(2)から規制の不適切性が浮かび上がるとしたら、その原因は何か。

2 他の調査事項

今後、主要調査事項の調査結果に基づき他の調査事項を抽出・選択することとする。

事故原因等調査チーム

- 事故経過及び事故対応の事実関係を客観的に検証する。
- 事故発生及び事故拡大の原因の技術的な問題点について調査する。
- ・関係組織の意思決定過程の実態、意思決定に影響を与えた要因等を解明する。
- 1 被害実態に係る実態解明
- (1) 炉心溶融
- (2) 水素爆発
- (3) 4号機の損傷について
- (4) 福島第一-5、6号機及び福島第二の被害
- (5) 地震・津波による機能喪失(電源喪失、除熱機能喪失、重要機器冠水、 各種計器類機能喪失、中央制御室機能喪失、通信・交通・運搬手段等の災 害対処機能の喪失等)
- 2 現場における対処に係る実態解明
- (1)被害の実態把握及び津波警報、余震対応
- (2) 応急電源手配(電源車、ケーブル接続等)
- (3) 応急冷却策(IC、RCIC)
- (4) ベント
- (5) 代替注水(消火系、消防車ポンプ活用、淡水・海水注入及びその順序、 ヘリ等放水)
- (6)(2)から(5)までのほか炉心溶融、水素爆発及び使用済み燃料プール 冷却を念頭に置いた対応
- (7) 外部電源復旧(第二について)
- 3 対処に係る体制・意思決定過程に係る実態解明
- (1)福島第一、第二
- (2) 東電本店
- (3)政府
- 4 事前の地震・津波対策に係る実態解明
- (1) 地震動想定
- (2) 津波想定(高さ、波力)
- (3) 耐震バックチェック (平成18年耐震指針改定後の取組、貞観地震考慮等)

- (4) アクシデントマネジメント策(代替注水、ベント、対応体制、訓練、資機材準備、通信手段確保等。対象となるシビアアクシデントには、メルトダウン、水素爆発、全電源喪失対応策を含む。)
- (5) 原子炉及び格納容器冷却方策
- (6) 重要機器水密性確保方策
- (7) 電源確保方策
- (8) 使用済み燃料貯蔵プールに係る冷却方策
- (9) 中央制御室、計器類等機能確保策
- (10) 複数機集中設置
- (11) (1) から(10) までについての他原発(女川、東海第二等) との比較

被害拡大防止対策等検証チーム

- 事故発生後における被害拡大防止のための各種措置等を検証する。
- 事故発生後の国内外への情報提供、諸外国等との連携等について検証する。
- 1 事故発生前の避難等に関する対策等
- (1)原子力災害対策等
 - ア 住民の避難訓練の実施・避難態勢の整備等
 - イ 情報共有や連絡体制等の整備
 - ウ 防災知識の普及に係る取組
- (2) モニタリング等の態勢
 - ア モニタリングシステムの整備
 - イ SPEEDIシステムの整備
- 2 事故発生後の状況
- (1)対策本部の設置等
 - ア 対策本部等の設置に係る法規制の概況
 - イ 震災(事故)発生後の各種対策本部の設置状況
 - ウ 全体統括(各種対策本部間の連携)状況
- (2) モニタリングシステムの活用等
 - ア モニタリングシステムの活用
 - イ SPEEDI システムの活用
- (3)被ばくに関する対応
 - ア 住民の被ばくについて

- イ 作業員の被ばくについて
- ウ 自衛隊、機動隊、消防隊等の被ばくについて
- (4) 避難措置 (解除を含む)
 - ア 避難措置を決める基準
 - イ 避難措置の決定、指示・伝達及び実施
 - ウ 一時帰宅
 - エ 避難区域の設定に関連するその他の問題
- (5) 農畜水産物等や空気・土壌・水への汚染
 - ア 農畜水産物等や空気・土壌・水について定められた基準
 - イ 農畜水産物・水道に関する措置
 - ウ 大気・土壌・水等に関する措置
- (6) 原発施設内の汚染水
 - ア 汚染水の発生・貯留・処理等の経緯等
 - イ 4月4日の低濃度汚染水の海洋放出の経緯等
- (7) 放射性物質の環境への放出状況の評価と INES評価について
- 3 国民が求める情報の提供
- (1) 開示されるべき情報でありながら開示されなかったものの有無、開示されなかった経緯
- (2) 重要な情報について説明の変遷したものの有無、変遷の経緯
- (3)「分かりやすさ」という観点から問題がある情報提供
- (4) いわゆる風評被害の状況と対応
- 4 世界が求める情報の提供・外国等との連携
- (1) 国外への情報提供
 - ア 国外に提供されるべき情報でありながら提供されなかったものの有無、 提供されなかった経緯
 - イ 国際約束の履行の観点からの問題の有無
- (2) 諸外国及び I A E A 等国際機関との連携
 - ア 各国からの援助提供とそれらに対する対応
 - イ IAEAとの連携